

Q

## 所有者不明土地の対策は

高橋  
たかはし

剣一  
けんじ  
議員



A

## いわゆる特別措置法で一部は改善する



問 所有者不明土地の現状は。

答 本市が実施した公共事業用地取得において、所有者が不明となっていた案件はなかつたが、相続登記等の未了により、所有者が判明しない又は判明しても所有者と連絡がつかない土地は存在する。

問 用制度があるが、利用したことはない。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法では、事務の効率化を図ることができる。

答 課税に当たって、所有者が判明しない又は判明しても連絡がつかない土地は43筆、家屋は9棟あり、都市計画税を合わせた平成30

年度の税額は86万2600円になる。所有者が判明しない状態では、固定資産税を課税できない。

問 相続未登記の物件に対する課税の手続について。

答 地籍調査や土地区画整理事業等により地籍が明らかになつている土地を含め、99・3筆である。

Q

## 西部地域の今後

漆畠  
うるしばた  
かずし  
和司  
議員



A

## 関係者の理解と協力を得て、整備を進めていく

問

一本松駅南口改札開設における東武鉄道株式会社との協議状況、課題と今後は。

答 これまでバリアフリー化と併せて一体的に対応できるよう協議してきた。しかし、東武鉄道は南北に2つの改札を開設する意向はないなど、市との考え方は合致していない。引き続き協議を進めることともに、32年度までの整備が原則であるバリアフリー化も含めた対応について、今年度中にも一定の方向性を出していただきたい。



一本松駅南口駅前交通広場

答 現在、埼玉県が中心となり、改良原案を検討している。引き続

問

一本松五差路交差点の改良整備への検討状況は。

答 今後の新町中央広場について。今後は、植栽の手入れ等の維持管理に地域の方々の協力をいただきながら、より親しまれる公園としていきたい。